

○退職手当の支給事務について

令和4年4月1日
道本務第1号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
退職手当の支給事務については、これまで「退職手当の支給事務について」（平25. 4. 1 道本務第7号。以下「旧通達」という。）により行ってきたところであるが、この度、押印の廃止に伴う様式の変更等の所要の見直しを行い、以降この通達により取り扱うこととしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 所属長の事務

警察本部及び方面本部の課長（これに相当する職にある者を含む。）、警察学校長並びに警察署長（以下「所属長」という。）は、当該所属において退職する職員があるときは、速やかに、当該職員に係る次に掲げる書類を警察本部警務課長に提出するものとする。

ア 死亡による退職の場合を除き、所得税法（昭和40年法律第33号）第203条第1項の規定による退職所得の受給に関する申告書並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第50条の7第1項及び第328条の7第1項の規定による退職所得申告書（以下「申告書」という。）

イ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第115条第2項及び北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）第2条の2の規定により退職手当から控除すべき金額がある場合は、その種類及び金額を証明した当該機関の発行する書類

ウ 金融機関の預金口座に振込みを希望する場合は、口座振替申出書（別記第1号様式）

エ 死亡による退職の場合は、戸籍謄本（退職手当が支給される遺族と職員であった者との関係及び順位を示すもの）及び生計関係申立書（別記第2号様式）

オ 傷病によりその職に堪えられず退職する場合は、診断書（別記第3号様式）

2 警察本部警務課長の事務

警察本部警務課長は、次に掲げる事務を行うものとする。

ア 退職手当の支給の裁定に関すること。

イ 所得税法の規定による源泉徴収義務者及び地方税法の規定による特別徴収義務者の事務に関すること。

ウ 退職手当支給通知書（別記第4号様式）、退職手当計算書（別記第5号様式）及び所得税法第226条第2項の規定による退職所得の源泉徴収票並びに地方税法第50条の9及び第328条の14の規定による特別徴収票の作成に関すること。

エ 退職手当の支給を受けようとする者に対する当該退職手当の支給額及び課税税額の通知に関すること。

3 留意事項

(1) 申告書を提出しない場合は、所得税法第201条第3項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律

第117号) 第13条の規定による退職手当の100分の20.42の額の所得税及び復興特別所得税並びに地方税法第50条の6第2項及び第328条の6第2項の規定による地方税と、それぞれ高額な課税がなされるので、必ず提出させるようにすること。

- (2) 給与改定等による退職手当の差額を支給する場合は、申告書を再度提出する必要がないので、誤りのないようにすること。
- (3) 傷病の程度を判断しようとする場合は、厚生年金保険法施行令(昭和29年政令第110号)第3条の8によること。
- (4) 退職手当の支給前に住所変更等がある場合は、警察本部警務課補償係に通知すること。

※ 別記様式省略